

公の施設の指定管理者の指定の件（ジャンプ競技場及び札幌オリンピックミュージアム）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市大倉山ジャンプ競技場	札幌市中央区宮の森
札幌市宮の森ジャンプ競技場	札幌市中央区宮の森1条18丁目
札幌市荒井山シャンツェ	札幌市中央区宮の森
札幌オリンピックミュージアム	札幌市中央区宮の森

2 指定管理者

札幌市中央区北12条西23丁目2番5号

株式会社札幌振興公社

代表取締役社長 星野 尚夫

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、ジャンプ競技場及び札幌オリンピックミュージアムの指定管理者を指定するため、本案を提出する。